特別管理産業廃棄物処分業許可（変更許可）　審査基準

（審査基準）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第10項のとおり。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

第14 条の4第10項

都道府県知事は、第6項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなけれ

ば、同項の許可をしてはならない。

一 その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行

うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。

二 申請者が第14 条第5項第2号イからヘまでのいずれにも該当しないこと

※参考法令

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

第14 条の4第6項

特別管理産業廃棄物の処分を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を

管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、事業者（自らその特別管

理産業廃棄物を処分する場合に限る。）その他環境省令で定める者については、この限りで

ない。

廃棄物に処理及び清掃に関する法律施行規則

第10 条の17

法第14 条の４第10 項第１号（法第14 条の５第２項において準用する場合を含む。）の

規定による環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 特別管理産業廃棄物の処分（埋立処分を除く。以下この号において同じ。）を業として

行う場合

イ 施設に係る基準

(1) 廃油の処分を業として行う場合には、火災の発生を防止するために必要な措置が講

じられた当該廃油の処分に適する焼却施設、油水分離施設その他の処理施設であつて、消火器その他の消火設備及び処分する廃油の性状を分析することのできる設備を備えたものを有すること。

(2) 廃酸又は廃アルカリ（シアン化合物を含むものを除く。）の処分を業として行う場合

には、腐食を防止するために必要な措置が講じられた当該廃酸又は廃アルカリの処分に適する中和施設その他の処理施設であつて、処分する廃酸又は廃アルカリの性状を分析することのできる設備を備えたものを有すること。

(3) シアン化合物を含む廃酸又は廃アルカリ（特別管理産業廃棄物であるものに限る。）

又は当該廃酸又は廃アルカリを処分するために処理したもの（特別管理産業廃棄物であるものに限る。）の処分を業として行う場合には、当該廃酸又は廃アルカリの処分に適する分解施設その他の処理施設であつて、処分する廃酸又は廃アルカリの性状を分析することのできる設備を備えたものを有すること。

(4) 感染性産業廃棄物の処分を業として行う場合には、当該感染性産業廃棄物の処分に

適する焼却施設その他の処理施設であつて、当該施設に感染性産業廃棄物を衛生的に投入することができる設備その他の附帯設備を備えたものを有すること。

(5) 廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理

物の処分を業として行う場合には、当該廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニ

ル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の処分に適する焼却施設、分解施設、洗浄施

設、分離施設その他の処理施設であつて、処分する廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩

化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の性状を分析することのできる設備を備えたものを有すること。

(6) 廃石綿等の処分を業として行う場合には、当該廃石綿等の処分に適する溶融施設そ

の他の処理施設を有すること。

(7) 水銀若しくはその化合物を含む汚泥（特別管理産業廃棄物であるものに限る。）又は

当該汚泥を処分するために処理したもの（特別管理産業廃棄物であるものに限る。）の処分を業として行う場合には、当該汚泥等の処分に適するコンクリート固型化施設、ばい焼施設その他の処理施設であつて、処分する汚泥等の性状を分析することのできる設備を備えたものを有すること。

(8) シアン化合物を含む汚泥（特別管理産業廃棄物であるものに限る。）又は当該汚泥を

処分するために処理したもの（特別管理産業廃棄物であるものに限る。）の処分を業として行う場合には、当該汚泥等の処分に適するコンクリート固型化施設、分解施設その他の処理施設であつて、処理する汚泥等の性状を分析することのできる設備を備えたものを有すること。

(9) 汚泥（特別管理産業廃棄物であるものに限り、（7）及び（8）に掲げるものを除く。）

の処分を業として行う場合には、当該汚泥等の処分に適するコンクリート固型化施設、分解施設その他の処理施設であつて、処分する汚泥等の性状を分析することのできる設備を備えたものを有すること。

(10) その他の特別管理産業廃棄物の処分を業として行う場合には、当該特別管理産業廃

棄物の種類に応じ、当該特別管理産業廃棄物の処分に適する処理施設であつて、必要

な附帯設備を備えたものを有すること。

(11) 保管施設を有する場合には、特別管理産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じ、かつ、特別管理産業廃棄物

に他の物が混入するおそれがないように仕切り等が設けられた施設であること。

ロ 申請者の能力に係る基準

(1) 特別管理産業廃棄物の処分を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。

(2) 感染性産業廃棄物及び廃石綿等以外の特別管理産業廃棄物の処分に当たり必要な性

状の分析を行う者が、特別管理産業廃棄物について十分な知識及び技能を有すること。

(3) 特別管理産業廃棄物の処分を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有

すること。

二 埋立処分を業として行う場合

イ 施設に係る基準

(1) 特別管理産業廃棄物の種類に応じ、当該特別管理産業廃棄物の埋立処分に適する最

終処分場であつて、受け入れる特別管理産業廃棄物の量及び性状を管理できる附帯設備を備えたもの並びにブルドーザーその他の施設を有すること。

(2) 当該最終処分場の周縁の地下水（水面埋立処分を行う最終処分場にあつては、その

周辺の水域の水）について定期的に水質検査を行うための採水ができる設備を有すること。

ロ 申請者の能力に係る基準

(1) 特別管理産業廃棄物の埋立処分を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。

(2) 感染性産業廃棄物及び廃石綿等以外の特別管理産業廃棄物の埋立処分に当たり必要

な性状の分析を行う者が、特別管理産業廃棄物について十分な知識及び技能を有すること。

(3) 特別管理産業廃棄物の埋立処分を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎

を有すること。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

第14 条第5項第2号

申請者が次のいずれにも該当しないこと。

イ 第７条第5項第4号イからトまでのいずれかに該当する者

ロ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員

（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を

経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）

ハ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイ又は

ロのいずれかに該当するもの

ニ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちイ又はロのいずれかに該当する者の

あるもの

ホ 個人で政令で定める使用人のうちイ又はロのいずれかに該当する者のあるもの

ヘ 暴力団員等がその事業活動を支配する者